



2025年4月10日

各 位

会社名 株式会社 イメージワン  
代表者名 代表取締役社長 川倉 歩  
(コード番号 2667 東証スタンダード)  
問合せ先 執行役員管理部長 横山 恵一  
(TEL 03 - 5719 - 2180)

### 当社に対する訴訟提起に関するお知らせ

当社は、2025年3月28日に訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を提起され、2025年4月10日に訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟が提起された裁判所及び年月日

(1) 提起された裁判所：大阪地方裁判所

(2) 提起された年月日：2025年3月28日（訴状送達日 2025年4月10日）

#### 2. 訴訟を提起した者の概要

名 称：株式会社Y・Aホールディングス

所在地：大阪府東大阪市荒本北二丁町2番47号

代表者の役職・氏名：代表取締役 竹原正敏

#### 3. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

当社は、再生EVバッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引（以下「本蓄電池取引」といいます。）を2021年11月から開始しておりますところ、2024年1月16日付「（開示事項の経過）第三者委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、第三者委員会から受領した調査報告書において、本蓄電池取引のバッテリーモジュールの実在性に関する指摘を受けました。この指摘を踏まえ、当社は、本蓄電池取引のバッテリーモジュールの実在性の確認及び本蓄電池取引における各契約の見直しを行ってまいりました。

このような経緯の中で、株式会社Y・Aホールディングスは、同社に対するバッテリーモジュールの販売元（以下「本件販売元」といいます。）、本件販売元の元代表取締役及び元取締役並びに現代表取締役（当該取引時点における当時の当社代表取締役）、本件蓄電池取引に関与した法人、当該法人の代表者、当社の元取締役ら6名、当社の現代表取締役及び現取締役1名並びに当社を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて訴えを提起したものです。

#### 4. 訴訟の内容

(1) 請求の内容：損害賠償請求

(2) 請求金額：62,315,000円

#### 5. 今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社はあくまでも本蓄電池取引において、株式会社Y・Aホールディングスからバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、適切に対処してまいります。

なお、本件訴訟に関し、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上